平成２４年（フ）第３３６号
埼玉県児玉郡上里町大字大御堂774番地５
破産者　佐藤　次男
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２３８８号
横浜市港北区綱島西５丁目22番41号　クレール綱島西203号
破産者　古川　和典
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６１号
神奈川県厚木市温水2257番地16、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市下川入324番地５
破産者　佐藤　英幸
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３４６号
神奈川県平塚市万田930番地の11、破産手続開始決定時の住所神奈川県足柄下郡湯河原町宮上410番地の４　オレンジヴィラ湯河原206号
破産者　唐　　守
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３７７号
静岡市駿河区聖一色664番地の10
破産者　深川　剛史
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３３５号
京都府宇治市宇治矢落22番地の１　ユニライフ宇治六番館110号
破産者　野村　洋平
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８５号
京都市西京区樫原蛸田町30番地の170、住民票上の住所京都市右京区梅津南広町47番地１　デリードサンヴェール桂川東806
破産者　馬場　義博
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３１号
広島市西区観音新町３丁目３番14号
破産者　インテリア新宅こと　新宅　雄次
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８１号
高知県宿毛市中央２丁目８番20号
破産者　大江　美和
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１３号
長崎県長崎市入船町16番22号
破産者　重松美智子
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
長崎県長崎市油木町52番地93　コアマンション青山グランヒルズ709号
破産者　増﨑　政徳
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７１４号
熊本市北区梶尾町1722番地６
破産者　濵﨑　昭子
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４０６号
大分県別府市大字鶴見1783番地の18
破産者　橋本　博明
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８５号
茨城県土浦市霞ケ岡町32番31―105号　メゾンド霞ケ岡
破産者　川上　明彦
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１３９号
千葉県木更津市本郷１丁目５番13号
破産者　山田　高志
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１１１号
富山市草島17番地
破産者　髙島　康二
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３２号
富山市黒崎108番地１　ジュネス・Ｏｎｅ203号
破産者　奥野　英豊
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８１３号
北海道石狩市花川南４条２丁目197番地
破産者　島田美津夫
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１４８号
北海道石狩市花川北２条２丁目202番地
破産者　向田　久美
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部